

NO.62

2011.4 vol.19

産廃振興財団NEWS

環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- 改正廃棄物処理法の全面施行にあたり
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 廣木 雅史
- 廃棄物処理法の改正の概要
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
- 都道府県の産廃対策 [シリーズ第2回]
埼玉県環境部資源循環推進課 資源循環工場整備担当
- 産廃振興財団の動き
 - 経営塾 平成23年度第8期生募集
 - 平成22年度産業廃棄物処理業優良化推進事業報告



財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団



改正廃棄物処理法の 全面施行にあたり

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
課長 廣木 雅史

本題に入る前に、まず3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震についてふれなければなりません。今回の我が国史上でも未曾有の大災害においては、この原稿を執筆している時点でも既に1万人以上の方々の死亡が確認され、なお2万人近くもの方々が行方不明になったままです。この地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された地域の皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

今回の地震では、ご承知のとおり津波による被害が甚大なものとなっており、それにより発生した大量の災害廃棄物をどのように処理するかが大きな課題となっております。様々なものが破壊・流出し潮をかぶった上で渾然とした状態になっていることもあり、現地からは次々と処理に際しての切実な課題が提起されてきております。

私ども廃棄物・リサイクル対策部では、地震発生の翌々日に環境省緊急災害対策会議本部の下に環境省災害廃棄物対策特別本部(本部長：樋高環境大臣政務官)を設置し、この災害廃棄物処理の問題に日夜懸命に取り組んでいるところです。空前の規模としか言いようのない大量の災害廃棄物の処理は本当に困

難な課題ではありますが、何とか被災地が一日でも早く復興に向けて歩を進められるよう、私どもも精一杯頑張りたいと思います。また今後この問題の解決を図っていくためには、より多くの方々のご協力を賜ることが不可欠と思われれます。まずは被災地にとって真に必要な協力のあり方をしっかり把握することが肝要だと思いますが、その上で皆様方からも何らかのお力添えをいただくことができれば幸いです。

このような状況の中ではございますが、昨年改正された廃棄物処理法がこの4月1日から(ごく一部の規定を除いて)全面施行されました。

ご承知のとおり、今回の廃棄物処理法の改正にあたっては様々な課題がありましたが、やはり「排出事業者責任の徹底」という点が今回法改正の最大の課題であったと言えるでしょう。これに関しては様々な規制強化が行われましたが、とりわけ不法投棄の件数・量ともに全体の約7割を占める建設系廃棄物の問題につきましては、下請・孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化していることが処理責任を不明確にしていたことに鑑み、元請業者に処理責任を一元化いたしました。この規定を設けるにあた

っては様々な困難がありましたが、多くの関係者の皆様のご協力により実現できたことに対し改めて感謝申し上げたいと思います。また、廃棄物処理の透明性を高めて廃棄物処理施設が国民の皆さんにとって真に安心・安全な施設として信頼される存在となるよう、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化も図ったところです。

他方で「産業廃棄物処理業の優良化の推進」も今回の法改正における大きな課題でした。一定の要件を満たす事業者については許可の更新期間を現行の5年から7年に延長することができるようにしたことにより、優良な処理業者を明確化し、それによって排出事業者も安心できる優良な処理業者を容易に選択できるようにして適正処理を導くという制度を今回創設しました。この他にも欠格要件の見直しや、アジア全体での環境負荷を低減するとともに国内循環ビジネスの市場拡大や資源安全保障の確保に資する「国外廃棄物を輸入できる者の拡大」、あるいは政令事項ではありますが「産業廃棄物収集運搬業許可の合理化」など、今回は規制強化以外の法令改正事項が相当数あります。このような方向性の法改正はこれまでの廃棄物処理法改正の歴史の中ではあまりな

かったものであり、私自身は一つのターニングポイントと言ってもいいのではないかと考えています。今後も当然廃棄物の適正処理等の観点から規制強化すべき点はさらに強化を進めていくことになるかと思いますが、一方でそれのみに囚われず様々な手法を駆使することにより、真に廃棄物の適正処理、あるいは廃棄物の適正な循環的利用の促進に資する施策を推進していきたいと考えております。

政省令の制定作業が予想以上に困難であったこともあって、政令の公布は昨年末、省令の公布は本年1月下旬と、当初の予定からはスケジュールに若干の遅れが生じてしまいました。しかしながら、今回の法改正は上記のとおり数々の点で従来の法改正以上に意義深いものであり、これを現実のものにしていくには、これからの運用が円滑に行われるか否かに係っています。その法改正に本来の「魂」を入れるため、私どもとしても今後ともその周知徹底に精一杯頑張りたいと思いますので、関係者の皆様方にもぜひその趣旨をご理解の上、改正法の適切な運用にご尽力いただくよう改めてお願い申し上げます。

廃棄物処理法の改正の概要

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

I. 改正の経緯

我が国における廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会を形成していくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)については、これまで不適正処理対策を内容とする規制の強化を行ってきたところである。しかしながら、巧妙かつ悪質な不適正処理は依然として後を絶たず、廃棄物処理に対する不信感から廃棄物処理施設の立地が進まないといった悪循環が根強く残っている状況にある。また、廃棄物の再生利用が進んできている一方で、排出抑制や焼却する際の熱回収がなかなか促進されない状況にある。

このような状況の中、平成9年に改正された廃棄物処理法が施行されてから10年が経過し、平成9年改正法の附則及び平成12年以降の累次の改正法の附則に基づき、政府において施行状況について検討を加えることとされる時期を迎えた。これを踏まえ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に廃棄物処理制度専門委員会を設置し、平成20年9月から平成21年12月まで、計12回の委員会が開催され、廃棄物処理法に基づく廃棄物の排出抑制、適正な処理等に関する施行状況について点検、評価及び論点の整理を実施し、制度見直しの方向性について審議いただいた。ここで取りまとめられた報告書の内容を踏まえ、平成22年1月に中央環境審議会から「廃棄物処理制度の見直しの方向性」について意見具申がなされた。

環境省では、この意見具申を踏まえ、法改正をもって対応すべき事項について検討を進め、平成

22年3月5日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定、同日国会に提出され、衆議院、参議院とも全会一致で可決・成立し、同年5月19日に公布された。

また、同年8月3日には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の内容が、第13回目の廃棄物処理制度専門委員会において議論された。同委員会の議論の内容を踏まえ、政府において検討がなされた結果、同年12月17日には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(以下「改正令」という。)が閣議決定、同月22日に公布され、平成23年1月28日には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」(以下「改正省令」)が公布された。

本稿では、法改正の内容及び改正令で改正された産業廃棄物収集運搬業の許可制度の合理化の概要について述べていく。

II. 主な改正の内容

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

① 排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出制度の創設

廃棄物処理法においては、排出事業者が事業活動に伴って産業廃棄物を生じたときは自ら処理することが原則とされており、処理に当たっては処理基準や保管基準の遵守が義務付けられている。しかし、都道府県知事の許可を受けて他人の産業廃棄物を処理する産業

廃棄物処理業者とは異なり、排出事業者が自ら処理を行う場合は許可等の行政手続が不要であり、特に保管行為については、保管に関する基準を遵守せずに大規模な不適正保管を行っていても、行政が把握することができず、

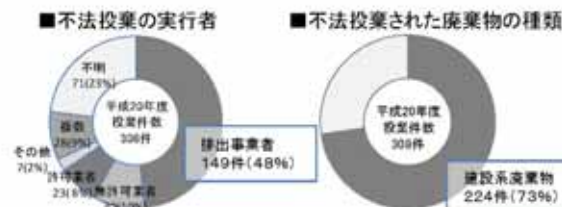
結果として大規模な不法投棄に発展してしまう事例が多く見受けられる。

そこで、排出事業者が自ら保管行為を行う際の事前届出制度を新たに創設し、300㎡以上の保管場所において行われる保管行為につ

法改正の必要性

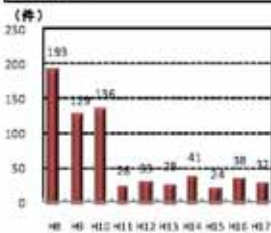
I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

① 不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要



投資量(平成20年度: 202,730トン)に占める排出事業者(97,894トン)の割合は48.3%

投資量(平成20年度: 202,730トン)に占める建設系廃棄物(177,384トン)の割合は87.5%



■排出事業者による不法投棄

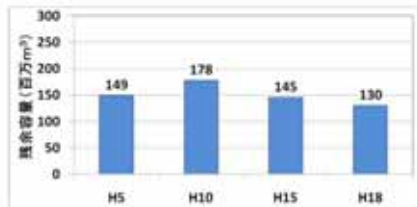
■産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数

② 廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

■最終処分場の残余容量

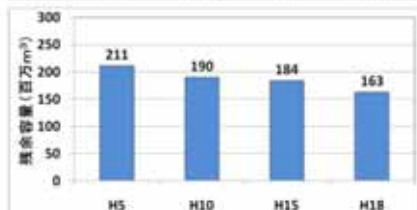
●一般廃棄物

残余年数(H18)
→ 15.6年分
(首都圏は
17.0年分)



●産業廃棄物

残余年数(H18)
→ 7.5年分
(首都圏は
4.4年分)



③ 優良な廃棄物処理業者の育成

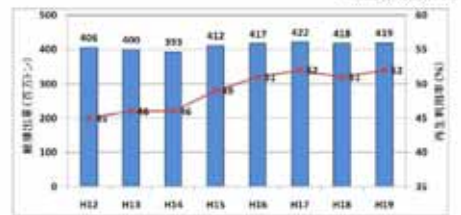
II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

① 再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

■総排出量・再生利用率



●産業廃棄物



② 廃棄物の循環的利用の確保が必要

■国外廃棄物の輸入事例

- 海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な蛍光灯管、バックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。
- 自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。



■国外での不適正な廃棄物処理事例(ベトナム)
→被覆鋼線の野焼き(銅線回収)

③ 廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

■熱回収の状況(平成19年度)



いては行政があらかじめ把握することにより、迅速に指導を行えるよう措置することとした。また、非常災害のために必要な応急措置として行う保管行為については、14日以内の事後届出を行うことを義務づけることとした。

②建設工事に伴い生ずる廃棄物に係る排出事業者の明確化

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の排出事業者については、現行制度上、原則として当該建設工事を発注者から直接請け負った建設業者(以下「元請業者」という。)が排出事業者に該当するが、例外として元請業者が他の建設業者に請け負わせる場合(元請業者から工事の全部又は一部を請け負う業者を以下「下請負人」という。)であっても一定の場合には下請負人が排出事業者となり得ることと解釈されている。

しかしながら、建設業における契約はメモや口頭により行われることも多く、結果として、排出事業者に該当する者が外形的に不明確となっており、これが、今なお多く発生している建設系廃棄物の不法投棄(平成20年度の不法投棄の新規発覚事案のうち、建設系廃棄物が約7、8割を占める。)の一つの大きな要因となっている。同様のことは、建設資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の施行後5年の見直しの際にも指摘されている。

改正後の廃棄物処理法第21条の3は、建設業が複雑な重層下請構造にあり、請負形態によっては排出事業者の特定が困難であるといった問題に対処するため、建設工事から出る廃棄物の排出事業者を元請業者に一元化する規定である。一方で、取締りを徹底するといった観点や、実態との乖離が生じないように配慮するといった観点から、一定の例外的規

定も盛り込んでいる。

第1項は、建設工事に伴い生じる廃棄物について、その工事の元請業者を排出事業者とすることを明示的に定めており、これにより、元請業者がその廃棄物について排出事業者責任を負うことが明確となった。

第2項は、下請負人が保管行為を行う場合に対応するものである。実際の建設工事においては、元請業者だけでなく、下請負人も工事現場内で廃棄物を保管することはあり得ることから、その保管の適正化を図るため、下請負人についても元請業者と同様に保管基準を適用するものである。

第3項は、一定の廃棄物を運搬する場合には、下請負人による自ら運搬を認めるものである。現行制度上、下請負人が排出事業者として自ら運搬をしてきた場合もあるが、今後は、第1項により元請業者が排出事業者となることが明示的に定められたことから、原則として、下請負人は収集運搬業の許可及び元請業者からの委託がなければ運搬はできなくなる。しかしながら、廃棄物処理業の許可がない限り下請負人は一切廃棄物の運搬ができないこととすると、建設工事に伴い生ずる廃棄物が建設工事現場に放置されるなど、適正処理の観点からかえって望ましくない事態を招くおそれがある。そこで、元請業者との書面による一定の契約がある場合に、以下の(1)～(5)までの全てを満たす廃棄物の運搬を行うときは、下請負人も廃棄物処理業の許可を受けずに運搬できることとし、その場合には処理基準に従わなければならないこととした。また、下請負人が本項に基づき運搬を行う場合には、当該下請負人は、当該運搬が本項に基づき行われる運搬であることを証する書面を備え付けなければならないこととした。

- (1) 次のア、イのいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
- ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事(維持修繕工事)であって、その請負代金の額が500万円以下の工事。
- イ 引渡しがされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事。
- (2) 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- (3) 一回あたりに運搬される量について、巻尺その他の測定器具を用いて簡易な方法により1m³以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- (4) 当該廃棄物を生じる事業者の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権限を有する施設(積替え又は保管の場所を含む。)に運搬されるものであること。
- (5) 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

第4項は、建設工事に伴い生じる廃棄物の処理をした請負人が他人に委託する場合に、当該下請負人に委託基準などを適用するものである。本来、第1項により、建設工事に伴い生じる廃棄物については元請業者が排出事業者となることから、元請業者が当該廃棄物について自ら適正に処理を行うか、委託基準に則って廃棄物処理業者に適正にその処理を委託しなければならない。しかしながら、廃棄物を放置したまま破産等により消失した場合など、やむなく下請負人が自ら当該廃棄物の処理を委託するというような例外的な事例があった場合、下請負人は事業者でも廃棄物処理業者でもないことから廃棄物処理法に基づく規定が適用されず、下請負人により廃棄物が不適正に委託され、結果的に不適正処理

につながるおそれがある。そこで、本規定により、上記のような例外的な場合においても廃棄物処理法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置するものである。なお、本規定は、下請負人が廃棄物の処理を他人に委託することを奨励するものではない。また、元請業者と下請負人との間に文書による委託契約がないにもかかわらず、実質的に元請業者が下請負人に処理や委託をさせている場合には、元請業者から下請負人への処理の委託があるものと解され、この場合、当該元請業者は書面による委託契約を行っていないことから委託基準違反が問われることとなる。

さらに、元請業者が、排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその産業廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行わず、下請負人が、当該産業廃棄物の処理を自ら又は他人に委託して行った結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合には、元請業者が本来行うべき行為を行わなかったという事実によって、元請業者に過失があるものと考えられる。このため、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、下請負人により不適正処理が行われた場合であって、元請業者が適正にその処分を委託していなかったときは、当該元請業者は、当該支障等を除去する責任を、下請負人に連帯して負うこととした。

これらの規定は、建設系廃棄物の不法投棄の根絶に向けて、非常に重要なものと考えている。

③排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

廃棄物処理法では排出事業者が自ら産業廃棄物の処理を行うことを原則としつつも、廃棄物処理法の許可を受けた業者にその処理を

委託することも可能であるとされている。その場合であっても、発生から最終処分までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じるよう努めることが義務づけられている。今回の改正では、この必要な措置を講じるための前提として、産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うように努めなければならないこととした。

④産業廃棄物管理票制度の強化

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、その処理が適正に行われることを確認するため、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を産業廃棄物の引渡しと同時に交付する義務が課されている(電子情報処理組織(いわゆる電子マニフェスト)を利用する方法もあるが、ここでは省略する。)。このとき、返送されたマニフェストに虚偽の記載がなされていないかを確認するため、産業廃棄物排出事業者は自らが交付したマニフェストの写しを保存し、返送されたマニフェストと照合する必要があるが、現行法においては産業廃棄物処理業者から返送されたマニフェストの保存義務はあるものの、自らが交付したマニフェストの写しの保存は義務付けられていない。自らが交付したマニフェストの写しと返送されたマニフェストを照合し、排出事業者が適正処理を確認するため、自らが交付したマニフェストの写しを、交付した日から5年間保存しなければならないこととした。

さらに、現行法においては、受託者である産業廃棄物処理業者がマニフェストの交付を受けずに産業廃棄物を引き受ける行為そのものは禁止されていないが、近年、受託者がマニフェスト交付義務に違反している委託者と

共謀し、あるいは委託者に強要され、マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の処理を引き受けている事例が見られる。こうした行為は、マニフェスト制度の外で産業廃棄物の処理が行われる事態を引き起こし、マニフェスト制度に期待される産業廃棄物の適正処理を確保するという効果を損なうばかりでなく、その産業廃棄物に処理責任を負う者が誰であるかを不明確とするものであり、まさに不適正処理を助長する行為であることから、産業廃棄物処理業者は、マニフェストの交付を受けていない場合には産業廃棄物の引渡しを受けてはならないこととした。

⑤産業廃棄物処理業者による委託者への通知

前述のとおり、排出事業者は産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合であっても、最終処分まで適正に行われることにつき一定の責任を有するが、産業廃棄物処理業者が委託を受けた産業廃棄物の処理が困難となったにもかかわらず、排出事業者から当該産業廃棄物処理業者への産業廃棄物の処理委託及び搬出が継続されることにより不適正処理が拡大する事例が少なくない。そのため、産業廃棄物処理業者は、受託している産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となったときは、その旨を排出事業者(委託者)に通知することを義務付け、排出事業者が産業廃棄物処理業者(受託者)の産業廃棄物の処理の状況を迅速に把握できる仕組みを設けた。あわせて、排出事業者はこの通知を受けたときは、当該通知を発出した産業廃棄物処理業者が処理を適切に行えるようになるまでの間、当該処理業者に対し新たな処理委託を行わないなどの適切な措置を講じなければならないこととした。

⑥土地所有者等に係る努力義務の創設

不法投棄、不法焼却等の不適正処理が行われた場合には、その旨の情報を入手した都道府県又は都道府県警が情報収集を行い、当該不適正処理に責任を有する処分者、帰責性がある排出事業者又は関与者に対して行政処分又は摘発を行うことになる。これらの情報については、できる限り速やかに得られることが望ましいことから、土地の所有者又は占有者は、その所有等をする土地において不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、都道府県知事又は市町村長に通報するよう努めなければならないこととした。

⑦罰則の強化

廃棄物処理法の罰則は、不法投棄の頻発やその社会問題化を受けた累次の改正において強化され(不法投棄については、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科。法人重課1億円以下の罰金)、不法投棄の件数・量の減少などに一定の成果を挙げてきたところである。一方で、依然として多くの不法投棄が行われているほか、罰則の上限を超えて不当利得を得る事案が存在するなど、廃棄物の処理をめぐる法違反は未だ跡を絶たない状況にある。

そのため、廃棄物処理法と同様に暴力団等の悪質業者が介入し不当利得を得やすい業態を持つ貸金業法(昭和58年法律第32号)等においては廃棄物処理法よりも法人重課の量刑が厳しいものとなっていることも踏まえ、廃棄物処理法においても罰則の強化を行い、不法投棄等の違反行為に係る法人重課の量刑を3億円以下の罰金に引き上げるとともに、無許可営業、不法投棄等の違反行為につき、法人又は人に罰金を科する場合の時効の期間を、5年とすることとした。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

①廃棄物処理施設に係る定期検査の創設

廃棄物処理施設設置許可の手續においては、新規許可取得時は生活環境影響調査書の作成及び告示・縦覧等の厳重な手續が用意されているが、更新手續は不要(許可申請書記載事項に係る変更があれば変更手續が必要。)とされており、設備の老朽化等に伴って構造面の安全性及び維持管理の確実性が保たれているかについて都道府県知事が定期的に確認する機会は設けられていない。このため、当該施設から生じる生活環境保全上の支障の発生未然防止又は拡大防止ができないおそれがある。そこで、廃棄物処理施設設置許可を受けた者は、5年3月ごとに、当該廃棄物処理施設が施設の技術上の基準に適合するかどうかについて、都道府県知事の検査を受けなければならないこととした。

②維持管理情報の公開の義務づけ

廃棄物処理施設の設置者は、その維持管理に関する記録を事業場に備え置き、生活環境保全上の利害関係者の求めに応じ、閲覧させなければならないという義務を負っている。しかし、この閲覧対象は生活環境保全上の利害関係者に限られているうえ、直接事業場へ行かなければ見ることができないなど、必ずしも情報公開が適正になされているとはいえない場合がある。また、排出事業者がその廃棄物の処理を委託する場合であっても、適正な廃棄物処理業者を選択するために、維持管理に関する記録が広く公表されていることは非常に重要である。そこで、廃棄物処理施設を設置している者に対し、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び維持管理の情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこ

ととした。

③許可が取り消された最終処分場設置者への維持管理等の義務づけ

廃棄物の最終処分場は、埋め立てた廃棄物によって環境汚染が生ずる危険性があるため、その危険性が低減するまでの間は、廃棄物の埋立処分を終えた後も含め長期間にわたって浸出水の処理等の維持管理を行わなければならないという特性がある。このため廃棄物処理法では、最終処分場の設置に当たっては都道府県知事の許可を受けなければならないこととし、当該最終処分場の設置の許可を受けた者(以下「最終処分場設置者」という。)に対し、埋立処分中は廃棄物処理基準・維持管理基準の遵守及び維持管理積立金の積立てを義務付け、埋立処分が終了した後は、維持管理積立金の取戻しを認めた上で、都道府県知事が廃止基準に適合していることを確認するまでの間、維持管理基準の遵守を義務付けている。

しかし、これらの義務は最終処分場設置者にのみ課せられるものであることから、何らかの原因で最終処分場の設置許可が取り消された場合には、これらの義務の対象となる者が法律上存在しなくなることとなる。そのため、近年、水質モニタリング等の管理者が存在しない最終処分場が急増している。

そこで、最終処分場の設置の許可が取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人に対し、都道府県知事の廃止確認を受けるまでの間は、引き続き維持管理等の義務を課すこととする一方で、当該最終処分場について積み立てられた維持管理積立金については取戻しを認めることとした。

また、維持管理積立金を積み立てない場合には都道府県知事が最終処分場の設置許可を取り消すことができることとして、積立ての

徹底を図るとともに、不適正処理がなされた後の最終処分場について、管理者が不在となってしまった場合に、行政がその維持管理を代執行したときについては維持管理積立金を充てることができることとした。

3. 優良産廃処理業者認定制度の創設

過去の廃棄物処理法の改正においては、欠格要件の拡充や、その厳格な運用を図るなど、これまで「悪貨が良貨を駆逐する」と例えられてきた産業廃棄物処理業界から悪質な業者を一掃するための規制強化が図られてきた。しかし、近年、適切な産業廃棄物の処理を推進するためには、産業廃棄物処理業者の優良化を進めることが不可欠であるといった意見が排出事業者、産業廃棄物処理業者の双方から聞かれるようになってきている。

そこで、より優良で信頼できる産業廃棄物処理業者の育成を促進するため、法令上のインセンティブを設け、現在は一律に5年とされている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、施行規則で定める優良基準に適合する者については7年とすることとした。

4. 欠格要件におけるいわゆる「無限連鎖」の見直し

廃棄物処理業等の許可の欠格要件については、かねてよりいわゆる「無限連鎖」が生じ、優良な廃棄物処理業者までが排除される可能性が指摘されていたところであるが、今般の法改正により、廃棄物処理業等の許可を取り消されて欠格要件に該当する場合を、廃棄物処理法上悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定し、取消しが連鎖する場合でも一次連鎖に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てを行った。

5. 多量排出事業者に係る処理計画の作成・提出及び報告義務の履行についての担保措置の創設

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している排出事業者(以下「多量排出事業者」という。)は、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととされている。

都道府県は、多量排出事業者から提出された処理計画を公表するだけでなく、必要に応じて分析しているが、現行法上、処理計画の作成及び提出並びに当該計画の実施状況に係る報告に法的な担保措置がないことから、これらの取組の効果も限定的なものにとどまっている。

そこで、多量排出事業者の処理計画の作成・提出について過料により担保し、もって公表による透明化や適切な評価の実施等により排出事業者の自主的な取組を促進することとした。具体的には、多量排出事業者減量計画を提出せず、又は計画の実施の状況を報告をしなかった者は20万円以下の過料に処することとした。

6. 国外廃棄物を輸入できる者の拡大

廃棄物処理法においては、国外廃棄物の輸入は我が国で適正に処理されることが確認できた場合にのみ認めることとされている。また、現行法上、輸入の許可を申請できる者は、産業廃棄物処分業者等、輸入した廃棄物を自ら処理できる者に限られている。

一方、近年の我が国における廃棄物処理技術の向上、我が国企業の国際展開及び企業の社会的責任の高まりを受け、途上国では適正な処理が困難だが我が国では処理可能な廃棄物を対応能力の範囲内で受け入れて適正に処理する取組が検討されている。具体的には、①自社の海外事業所で発生した廃棄物を我が国に輸入して処理を行う、②海外において販売された自社製品を海外で回収し、我が国に輸入して処理を行う等、我が国の優れた処理技術を用いることでより高度な処理・再生利

用等が可能となる廃棄物を輸入する取組があるが、現行法では「自ら処理できる者」に該当しない者が輸入許可申請を行うことはできないことから、廃棄物の輸入手続が障害となり、取組が進みにくい現状がある。しかし、このような活動は、国内における適正処理が確保される限りにおいては、法の趣旨である排出事業者責任の徹底といった観点や輸入相手国の環境負荷を低減させるという観点から、むしろ積極的に推進していくべきものである。

このような状況の変化に対応するため、廃棄物を輸入できる者として、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することに相当の理由があると認められる者を追加することとした。

7. 熱回収施設設置者認定制度の創設

我が国では、諸外国に比べ廃棄物の中間処理方法として、焼却処理が多く行われており、平成18年度末現在で全国において民間により設置されている焼却炉が2,431炉存在する。しかし、処理費用を低く抑えるため、大量に発生する焼却熱を回収せずに処分する「単純焼却」が太宗を占めており、民間設置の焼却炉に係る熱回収設備の普及状況は、平成18年度末現在で28%にとどまっている。

熱回収については、循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第7条の第3号において、再使用及び再生利用がなされないものであって熱回収できるものは熱回収がなされなければならないとされているところである。

我が国の焼却施設で熱回収が進まない主な要因として、設備投資に多額の費用を要すること、熱回収を行っている廃棄物処理業者に対し排出事業者が委託しやすい環境が整備されていないことなどが挙げられる。以上のことから、排出事業者

が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とし、熱回収事業への新規参入を促進するため、廃棄物焼却時に熱回収を行っている者について、一定の基準に適合するときは、都道府県知事の認定を受けることができることとした。

8. 産業廃棄物収集運搬業の許可制度の合理化

従来、産業廃棄物の収集運搬を業として行うには、産業廃棄物の積込みと取卸しを行う区域それぞれの都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければならないこととされてきた。しかし、近年、政令市の増加により受けなければならない許可の数が増加し、収集運搬を行う業者にとって大きな負担になってきている。不適正処理を誘発しないよう配慮しつつ、産業廃棄物収集運搬業に係る許可手続を申請者側、審査側の双方にとって合理的・効率的なものとしていくことが必要とされていたことを受け、都道府県知事の管轄区域のうち、一の政令市の区域内のみにおいて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者に係るもの

以外の許可については、当該都道府県知事が一括して許可することとした。

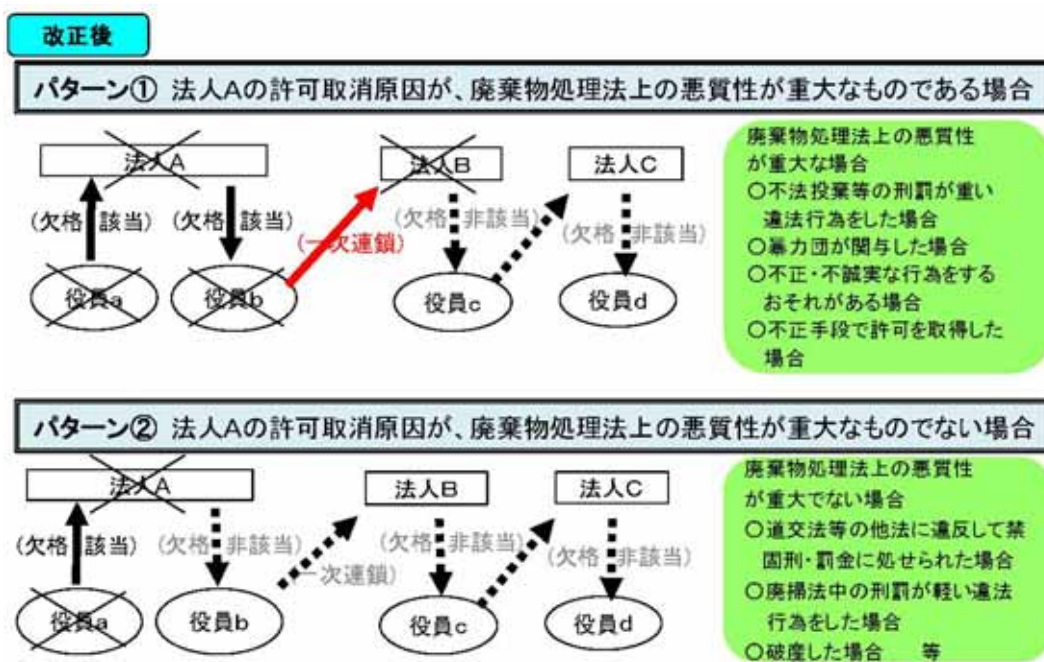
ただし、事業の用に供する施設として地域に固定されている積替施設を設置して収集運搬を行おうとする場合については、地域の生活環境に責任を有する主体を許可権者とするのが望ましいことから、積替施設を設置して収集運搬を行おうとする場合については、現行どおり当該区域を管轄する政令市長の許可を受けなければならないこととした。

9. その他

1～8までの内容の他、大臣認定制度に係る監督規定等の整備や報告徴収及び立入検査の対象の拡充、措置命令の対象の拡充等が行われた。

10. 施行日

改正法、改正令及び改正規則について、いずれも平成23年4月1日より施行。ただし、改正法については一部施行済み、改正規則については一部平成23年10月1日より施行。



欠格要件に係る規定の合理化の概要(無限連鎖への手当て)

都道府県の 産廃対策

第2回

埼玉県

彩の国資源循環工場 公共関与による環境産業の整備・拡充

埼玉県環境部資源循環推進課 資源循環工場整備担当

埼玉県では、廃棄物の適正処理とリサイクルの促進を図るため、民間のリサイクル施設を集積した「彩の国資源循環工場」を、埼玉県環境整備センター敷地内に設置し運営しています。民間の有する技術力と経営力、公共の有する計画性と信頼性を生かし、平成18年6月の全面オープン以来ほぼ5年間、各工場とも実績を積み上げてきています。そして、この実績を基に環境産業の拡充を図り、「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業」を推進しています。

今回誌面をお借りして、彩の国資源循環工場と第Ⅱ期事業を御紹介いたします。

1. 埼玉県環境整備センター

環境整備センターは全国初の県営最終処分場で平成元年度に埋立を開始した。厳しい受け入れ基準と高度の浸出水処理施設を備えた管理型の最終処分場である。地元住民の監視活動を積極的に受け入れ、また、環境調査の結果を公表するなど徹底した安全性と透明性の高い運営を行っている。

環境整備センター内の埋立の終了した「埋立地跡地」のひとつの利用方策として「彩の国資源循環工場」の設置を検討した。検討にあたっては、①先端技術産業の集積、②地元産業の活性化と雇用の拡大、③県が工場の安

全性を監理、④徹底した情報公開と住民監視システムの導入、⑤埋立跡地の活用、などを考慮した。

2. 彩の国資源循環工場

平成13年7月策定の「彩の国資源循環工場基本構想」で、サーマルリサイクル施設、リサイクル施設等を整備することとした。サーマルリサイクル施設はPFI方式で、また、リサイクル施設は安全管理や環境保全に厳格な条件を設けて県から事業者へ用地を賃貸する「借地方式」とすることとした。

こうして、彩の国資源循環工場は、PFIサーマルリサイクル



埼玉県マスコット「コバトン」

施設(PFI事業者)、民間リサイクル施設(借地事業者)、そして、県営最終処分場などが一体となった公共関与による全国初めての総合的「資源循環型モデル施設」として整備することになった。

時代的背景

持続可能な循環型社会を構築するためには、まず第一に社会経済活動のあり方や生活スタイルを見直し、廃棄物を減らす取り組みが最も重要なことである。やむを得ず排出される廃棄物は、民間企業の産業活動で適正な処理再生が行われ、経済的に物質循環が図られる状況が望ましい。そのための環境産業の振興が求められていた。しかし、廃棄物処理施設やリサイクル施設は、不法投棄やダイオキシン類等の問題などによる住民の不信感の増大から、立地に対する理解を得ることが困難となっていた。

そこで、県は、排出事業者責任を原則としつつ、公共関与の下、住民との合意形成を図り、環境産業を育成・支援することで、廃棄物問題を発展的に解決しようと彩の国資源循環工場の整備に取り組んだ。

この整備は、①民間活力を活用して廃棄物問題の解決と循環型社会を構築する「環境政策」、

②成長が期待される産業を支援する「産業政策」、③廃棄物処理施設の集積を進めながら環境との調和と地域の発展を目指す「都市政策」、それぞれ政策的意義を持つものであった。

資源循環工場の仕組み

彩の国資源循環工場の整備にあたっては、PFI事業(BTO)で工場用地などの基盤整備を行い、また、サーマルリサイクル施設を整備するPFI事業(BOO)と整備した用地を賃貸する借地事業で事業者の立地を進めた。

それぞれの事業内容は次のとおりである。

●PFI事業

PFI事業者は、自ら資金を調達し、「事業基盤・公園緑地」と「サーマルリサイクル施設」を一括して整備し、維持管理を行う。事業期間は、「事業基盤・公園緑地」が25年間、「サーマルリサイクル施設」が20年間とした。

「基盤整備・公園緑地」では、

PFI事業者は建設した施設を県に譲渡し、県から運営と維持管理を受託している。PFI事業者は県からの委託料で建設費、運営・維持管理費を賄っている。(BTO)

「サーマルリサイクル施設」では、PFI事業者は自ら廃棄物を確保し、受入手数料、電気販売収入等により建設費、運営・維持管理費を賄い、収益はPFI事業者帰属となる。事業期間中、県は事業用定期借地権を設定し、有償賃貸している。

●借地事業

借地事業者は、「リサイクル施設」、「資源再生施設」及び「研究施設」を建設・運営している。事業期間は20年間で、県は事業用定期借地権を設定し、借地事業者へ賃貸している。

整備経過

平成13年11月に募集要綱を配布し、この事業に参加を希望する事業者の参加申し込みを受

彩の国資源循環工場における PFI 事業

	サービス購入型 PFI(BTO)	独立採算型 PFI(BOO)
整備施設	事業基盤・公園緑地・研究施設	サーマルリサイクル施設
事業手法	PFI事業者は施設を建設後、県に引渡し、県からの委託料により設計・建設費を賄うとともに、維持管理・運営を行う。	PFI事業者は自ら施設を建設・運営し、事業収益は事業者に帰属する。事業終了後、施設を解体・撤去し、用地を県に返還する。
事業用地	埼玉県使用	県有地賃貸(事業用定期借地権)
契約期間	25年間	20年間
保証	埼玉県の支払総額(固定) 47億8千万円	県による支払保証なし 受入廃棄物の供給保証なし

付・審査した。そして平成14年2月までに事業提案書を受け、「彩の国資源循環工場事業化検討委員会」で審査した。審査基準としては、①循環型社会の形成、②最先端技術の導入、③周辺環境への配慮、④地元産業活性化について総合的に評価・審査し、県では平成14年3月19日に事業者を決定した。

そして、事業契約締結までの間、県と事業者の関係を規定する「基本協定書」を平成14年7月までに締結した。

さらに、募集要綱で事業者に義務付けた「運営協定」を、平成14年11月に県・事業者・地元町・地元住民組織の4者で締結した。これは、事業者に公害防止措置を求めるとともに、資源

循環型社会の形成による持続可能な経済発展を目指したものである。この運営協定が、公共関与による住民合意と安全管理システムの構築に向けた、全国に先駆けた総合モデル施設「彩の国資源循環工場」整備事業の根幹となるものである。

そして、平成15年3月に事業契約を締結し、PFI事業と借地事業がスタートした。

まずは、平成15年10月にPFI事業による「基盤整備・公園緑地」の整備が始まり、平成16年度にはPFI事業による「サーマルリサイクル施設」、借地事業による「リサイクル施設等」の建設に着工し、平成18年6月彩の国資源循環工場のグランドオープンとなった。

規模・現在の状況

工場敷地面積	17.2ha
公園緑地面積	15.6ha
廃棄物許可受入量	2,296t/日
事業者(8社)	
PFI事業者	1社
借地事業者	7社

事業者・事業内容

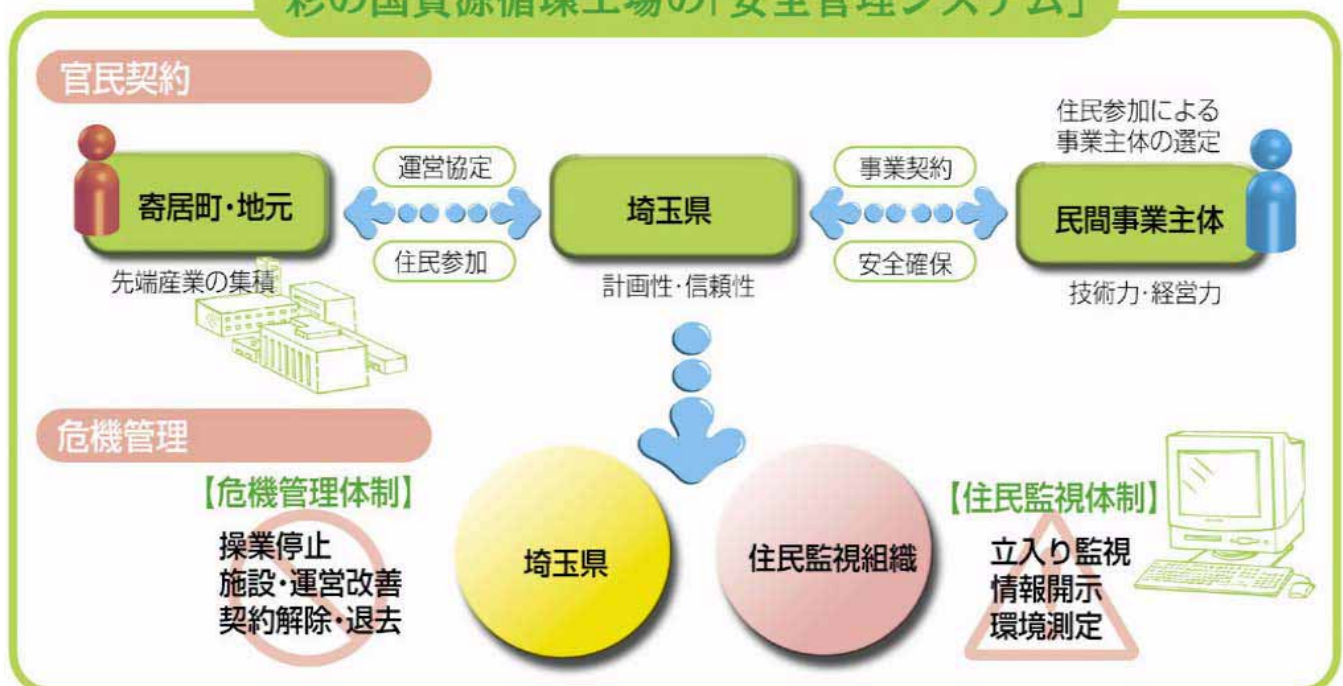
(1) PFI事業

●オリックス資源循環(株)

サーマルリサイクル施設には「ガス化改質方式」を採用している。日量450tの廃棄物を溶融し、そこで発生した精製ガスを利用することにより高効率発電を行い、余剰電力は電力会社に販売する。

また、産業廃棄物で全国初

彩の国資源循環工場の「安全管理システム」



めて排ガス中のダイオキシン濃度0.01ナノグラムを達成するとともに、排出する溶融固化物、金属などを再資源化することで、完全リサイクルを達成し、最終処分場に依存しない施設となっている。

(2) 借地事業

●(株)エコ計画

多種類の廃棄物を受け入れ、有機肥料化、汚泥原料化、廃電子機器リサイクル、固形燃料化、熱利用などの総合リサイクルを行っている。

多種類の再生プラント間で副生成物、エネルギーなどを相互利用することで、単体では採算が図れない廃棄物の再生利用を可能とし、再利用率90%以上を目指している。

また、研究開発施設を設け、新たな再生技術の開発に努めている。

●(株)環境サービス

廃プラスチック処理施設と堆肥化施設を併設し、廃プラスチックのマテリアルリサイクルと固形燃料(RPF)の製造、生ゴミと動植物性残さを主原料とする堆肥の製造を行い、全体で95%の再資源化を目指している。

また、工場に研究施設を併設し、廃プラスチックと有機物の新たなリサイクル技術開発を目指している。

●ウム・ヴェルト・ジャパン

廃蛍光管のリサイクルを行う上で、最も重要な事は、人体に有害な水銀を安全に取り除き、総量の90%以上を占めるガラス部分を、異物を含まない高品質なガラスカレットとして取り出すことであるため、全ての廃蛍光管を4工程に別けて処理している。

分別作業を最重要視し、『事前選別』・『品目別破砕』・『水銀回収』・『粒度別ガラス選別』を行っている。

また、リサイクルの楽しさを知ってもらうため、ガラス工房を隣接し、工芸品の制作や吹きガラスの体験を行っている。

●(株)アイル・クリーンテック

食品関連事業者、給食センター等から排出される食品残さ、公園等の剪定枝・刈草などあらゆる有機性廃棄物を原料に、自然発酵により堆肥を製造している。

パレットごとに原料の履歴管理を行う、「パレット式自動管理システム」を全国で初めて導入し、「STEP工程(減容目的)」と「堆肥化工程(生産目的)」の異なる2つのラインを有し、原料の履歴と一元化すること

彩の国資源循環工場・各工場の概要

企業名	敷地面積	原料	主な処理工程	主な製品	日量受入量 (許容量)	資源化率 (計画値)
(PFI事業者)						
オリックス資源循環(株)	5.1 ha	廃棄物全般	サーマルリサイクル	発電、金属	450t	100%
(借地事業者)						
(株)エコ計画	3 ha	廃棄物全般	サーマルリサイクル、脱水、固形燃料化、堆肥化	RPF、肥料	594t	90%
(株)環境サービス	0.4 ha	廃プラ、生ごみ	固形燃料化、堆肥化	RPF、堆肥	57t	100%
(株)ウム・ヴェルト・ジャパン	1.1 ha	廃蛍光管	水銀回収	ガラス、金属	11t	100%
(株)アイル・クリーンテック	1.2 ha	食品残さ	堆肥化	堆肥	108t	100%
埼玉環境テック(株)	3.7 ha	建設廃棄物	破砕、脱水、圧縮梱包	再生骨材、木質チップ	588t	87%
(株)埼玉ヤマゼン	1.6 ha	焼却灰	焼成	人工砂	288t	90%
よりいコンポスト(株)	1.1 ha	し尿汚泥	堆肥化	有機肥料	200t	100%
	17.2 ha				2,296t	93%



資源循環工場全体図

により、需要に合わせた多品
種な堆肥を製造している。

● 埼玉環境テック(株)

県内を中心とした建設業者
から排出される廃棄物のリサ
イクルを行っている。

木くず100%、コンクリー
トくず100%、建設汚泥98%、
石膏ボード92%、混合廃棄物
87%の再資源化を目指して
いる。

焼却、薬剤処理の工程がな
く、騒音、粉じん対策に配慮
した屋内型の高度な建設廃棄
物リサイクルプラントとなっ
ている。

● (株)ヤマゼン

市町村や民間焼却施設から
排出される焼却灰を約1,000℃

で焼成処理を行い無害化し、
人工砂にリサイクルしている。

人工砂の品質・安全性には
万全を期し、下層路盤材や雑
草抑制資材として有効活用さ
れ、安定した販売先を確保し
ている。

今まで埋立処分が主であっ
た焼却灰のリサイクルに道を
開き、最終処分場の延命化に
貢献している。

● よりいコンポスト(株)

し尿汚泥・動植物性残さ等
の有機性廃棄物の処理に熱エ
ネルギーや薬剤を使用せず、
「減圧併流発酵技術」により、
高品質の有機肥料を大量かつ
短期間(8日間)、低コストでの
製造を目指している。

また、多段階の臭気対策を
講じ、周辺的环境保全を図っ
ている。

さらに、工場には研究所を
併設し、原材料や製品の品質
確認、施肥方法、液肥の臭気
対策などの研究に取り組んで
いる。

資源循環工場共同研究オフィス

彩の国資源循環工場は、廃棄
物を資源とする製品開発や効率
的な資源・エネルギーの回収、
廃棄物の発生抑制、公害防止、環
境修復など様々な技術分野に先
導的に取り組むこととしている。

そのため、各工場を活用した
実証研究を産学官の共同で行う
ための中核研究施設として、共

同研究オフィスを設けている。

3. 彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業

埼玉県では、彩の国資源循環工場の隣接地に工場用地と埋立処分場を整備する彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業を進めている。

これは、現在使用している3号埋立地が数年後に埋立てが完了することから、次期処分場を整備するもので、併せて環境分野における先端技術を有する製造工場や研究施設、焼却施設を持たないリサイクル工場を誘致する工場用地を一体的に整備するものである。



土地利用計画のイメージ

規模・概要

第Ⅱ期事業地は、資源循環工場の西側隣接地の約40haに工場用地約15ha、埋立処分場約5.7haを計画している。

当該地は工業専用地域に指定されており、造成計画では事業地の約47%を緑地とするなど、緑豊かな中に秩序ある工業団地を目指している。

事業地中央を資源循環工場につながる幹線道路(幅員12.5m)が通り、その北側に約5.0ha、南側に約6.2haの平地部分の工場用地と、緩衝緑地約3.8haを、平成22～24年度に造成する。

事業地西側部分には廃棄物埋立重量約50万tの埋立処分場を、

平成23～25年度に建設する。

平成23年度事業

工場用地造成工事のほか、下水道工事を実施し、埋立処分場建設工事の着手を予定している。

また、環境影響評価の事後調査や立地企業の募集を予定している。

立地企業の募集

●立地予定業種(施設)等

- ・環境分野で先端技術を有する製造業
- ・焼却施設を含まない再資源化施設
- ・研究施設

●募集時期等

事業者の募集は平成23年度に実施し、第Ⅰ期事業と同様に運営協定、事業契約等の締結を予定している。

募集時期等詳細については現在の厳しい経済情勢などを考慮しながら定めることとし、具体的な募集要綱等については、埼玉県HPに掲載する予定である。

問い合わせ

埼玉県環境部資源循環推進課
資源循環工場整備担当

電話：048-830-3103

Mail：a3100-04@pref.

saitama.lg.jp

産業廃棄物処理業 経営塾

平成23年度

第8期生 募集中!!

開講にあたって

当財団では、産業廃棄物処理業の経営責任者層を主な受講者として、産業廃棄物処理業 経営塾を毎年開塾しております。各分野の最前線で活躍する講師陣による充実した講義や合宿研修、施設見学会等を実施し、産業廃棄物の処理・資源化事業を経営する上で求められる広範な知識や見識をより一層深めていただくことを目指しています。

本年度で第8期を迎え、低炭素への取組や海外の廃棄物処理等の動向のほか、処理業経営者の経験談や考え方等を語っていただく講義を増やすなど新たなカリキュラムを予定しています。

また、本経営塾も卒業生が第7期までで244名となり、卒業後は、経営塾OB会として卒業期を超えたタテのネットワークを活かして、産廃業界のさらなる発展を目指す地域別ワークショップ活動とその情報発信、塾生会社等の施設見学会などの活動を行っています。

本塾に参加された皆様には、習得した知識や体験によって経営責任者としての手腕を高めていただき、自らの事業を向上・拡大するのみならず、わが国の産業廃棄物処理事業の発展に寄与していただけるよう願っております。

以下に第8期経営塾の募集要項を紹介いたします。



合宿研修－グループ討議

カリキュラム及び講師(予定)

	日程・テーマ	講 義 名	講 師
1	6月2日(木)	産業廃棄物処理事業概論	副塾長((株)エックス都市研究所 取締役特別顧問) 青山 俊介 副塾長(当財団専務理事) 飯島 孝
2	6月16日(木) 産廃にかかる 法制度・行政	産廃処理資源化に関する法制度	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 廣木 雅史
		優良化推進事業とその周辺	上智大学法学部 教授 北村 喜宣
		地方における廃棄物行政	京都府文化環境部循環型社会推進課 主査 岩城 吉英
3	7月7日(木) 産業界・排出事業者	産業界からみた産業廃棄物処理	(社)日本経済団体連合会環境本部 主幹 平田 充
		リコグループの廃棄物処理業者監査と 優良処理事業者認定の取組	(株)リコ社会環境本部環境経営推進室 稲田 俊生
		大丸有地区における環境共生型まちづく りへの取組	三菱地所(株)ビルアセット事業グループ都市計画 事業室環境ユニットマネージャー 近江 哲也
4	7月21日(木) ～7月22日(金) 夏季合宿研修	廃棄物処理経営における温暖化対策の取 組 他業界の事例研究【グループ討議】	(社)全国産業廃棄物連合会青年部協議会 会長 加藤 宣行
5	8月4日(木) コンプライアンス	廃棄物処理法遵守の心得	橋元綜合法律事務所 弁護士 鈴木 道夫
		リスクマネジメント	佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉
		リスクマネジメント【グループ討議】	BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉
6	9月8日(木) 産廃処理業の経営Ⅰ	循環型社会の構築とわが社の事業展開	(株)市川環境エンジニアリング 代表取締役社長 石井 邦夫
		協業化による資源循環業のありかた	(株)タケエイ 代表取締役会長 三本 守
		わが社の「事業再構築」と財務戦略	新和環境(株) 代表取締役社長 近藤 亮介
7	9月15日(木) 産廃処理業の経営Ⅱ	わが社の事業の取組 －人材育成と組織力強化－	(株)浜田 代表取締役社長 浜田 篤介
		わが社の事業の取組	(株)ダイセキ環境ソリューション 代表取締役社長 二宮 利彦
		処理業界における経営拡大の取組	スズトクホールディングス(株) 代表取締役社長 鈴木 孝雄
8	9月16日(金)	施設見学	
9	10月6日(木) 廃棄物技術	産業廃棄物技術<総合>	(株)タクマ営業統轄本部 事業管理本部業務2部2課 課長 赤石 隆宏
		産業廃棄物技術<最終処分>	福岡大学大学院工学研究科 教授 樋口壯太郎
		産廃処理資源化技術の新潮流	(財)日本環境衛生センター 常務理事・環境工学部長 藤吉 秀昭
10	10月7日(金) 施設計画・財務 ・マネジメント	塾長講義	鳥取環境大学サステイナビリティ研究所 特任教授 田中 勝
		施設計画	(株)アクトリー 代表取締役社長 水越 裕治
		産業廃棄物処理事業の財務	大城公認会計士・税理士事務所 公認会計士・税理士 大城 清也
11	10月20日(木) ～10月21日(金) 秋季合宿研修	わが社の事業の取組 合宿研修～グループ討議【テーマ別】	(株)リヴァックス 代表取締役社長 赤澤 健一
12	11月10日(木) 処理業経営者に 期待すること	廃棄物処理業における低炭素の取組最前 線	カーボンフリーコンサルティング(株) 代表取締役 中西 武志
		アジア経済圏の動向と海外戦略	愛知淑徳大学 ビジネス学部研究科 教授・キャリアセンター長 真田 幸光
		低炭素・省エネ社会に向けた廃棄物処理 事業	東京工業大学 教授 柏木 孝夫

講義 期間

平成 23 年 6 月～11 月(6 ヶ月間)
27 講義+合宿研修 2 回+施設見学会 1 回

講義 会場

エコツェリア
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-5-1 新丸の内ビルディング 10F

募

集

要

項

●入塾資格

以下のいずれかに該当する者であること。また、①及び②に該当する者が勤務する企業においては、過去 5 ヶ年にわたって廃棄物処理法などの法令違反を犯してないこと。

①優良な産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の経営者または、経営の一翼を担っている者。

②優良な産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の技術面での統括管理者であり、産業廃棄物処理業に関する技術資格を有する者。

③産業廃棄物処理事業に準ずる豊富な経験を有し、今後、産業廃棄物処理業への本格参画を図ろうとしている企業（素材メーカー、処理施設メーカーなど）において、①・②の条件に対応した要件を満たす者。

④その他、本塾塾生としての講義を認める相当の理由があるとして塾長が認めた者。

●募集人員：35 名

●申し込み：入塾願書(パンフレット・ホームページに掲載)を送付願います。

●締め切り：定員に達し次第、締め切りと致します。事務処理の都合上、平成23年5月19日(木)までに申込みくださいますようお願い致します。

●選考方法：当財団の資格審査により選考致します。

●受講料：52.5 万円(税込み)

産業廃棄物処理業経営塾事務局

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2 丁目 6-1 堀内ビルディング 3 階

TEL 03(3526)0155 FAX 03(3526)0156

担当 経営塾事務局 中川 E-mail:jyuku@sanpainet.or.jp

平成22年度 産業廃棄物処理業 優良化推進事業

廃棄物処理法改正により4月から優良産廃処理業者認定制度がスタートした。本制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定するもので、基準は①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェスト、⑤財務体質の健全性の5つとなっている。

当財団では、環境省より受託している産業廃棄物処理業優良化推進事業について、昨年度は優良産廃処理業者認定制度の創設に向けて、委員会の運営と基準設定のための調査、本制度の普及啓発ツールの作成、本制度の説明会及び排出事業者対象の講習会開催、本制度に沿った情報公表のための産廃情報ネットのシステム改修等を実施したので、概要を報告する(詳細は、事業報告書参照<http://www.sanpainet.or.jp/archives/yuryoka/h22yuryoka.pdf>)。

委員会の運営と基準設定のための調査

上智大学法学部北村喜宣教授を委員長とする産業廃棄物処理業優良化推進委員会を設置し、本制度の基準や申請手続き等の素案について検討した。基準の検討にあたっては、産業廃棄物処理業の実態を踏まえるために、都道府県・政令市の協力を得て、平成22年5月現在の産業廃棄物処理業者から無作為抽出した849者の財務諸表、自動車検査証並びに許可証の写しについて集計・分析を行った。

財務諸表と自動車検査証のサンプル調査結果

財務体質の健全性に関する基

準を検討するため、都道府県等より提出された産業廃棄物処理業者849者のうち有効回答である670者の財務諸表を集計したところ、自己資本比率10%以上の事業者は464者あり、全体の69.3%を占めていた。また、経常損益が0円以上で自己資本比率が10%以上の事業者は373者で、全体の55.7%であったことから、1つの基準のあり方として活用しうることを確認した。

低公害の収集運搬車両に関する基準を検討するため、都道府県等より提出された産業廃棄物処理業者728者の自動車検査証5,544台を集計した。

排出ガスに関しては、低排出ガス車のステッカー対象車を把

握したが、何らかのステッカーがある車両は1,615台(29.1%)で(表1参照)、保有する事業者も一部に限られていた。

また燃費基準では、新長期規制(平成17年度以降)の基準を満たすものは253台(4.6%)であり、排出ガス規制よりもさらに少ない台数であった(表2参照)。そのため、基準ではインターネットにおける情報の公表内容として、低公害車の導入状況を公表することになった。

その他、都道府県等より提出された許可証について、許可区分ごとに廃棄物の種類や許可継続年数、処理方法と能力等の項目を集計し、事業報告書に掲載した。

優良産廃処理業者認定制度の普及啓発ツールの作成

委員会による討議、環境省による検討とパブリックコメントを経て、本制度の基準が出来上がり、普及啓発ツールとしてDVDとパンフレット等を作成した。DVDでは、本制度の基準の概要、排出事業者による適正処理の管理並びに処理委託時の本制度の公表情報の見方、産業廃棄物処理業者における本制度の取組みの意義等の一連を映像化した。有識者として、慶應義塾大学細田衛士教授並びに上智大学北村喜宣教授のインタビューも収録されている。DVDは、都道府県・政令市、都道府県産業廃棄物協会、(社)全国解体工事業団体連合会に配布したほか、環境省動画チャンネルにアップされたのでインターネットで常時見られる。

また、本制度の基準の概要をまとめた排出事業者向けパンフレット及び産業廃棄物処理業者向けリーフレットを作成し、都道府県・政令市、都道府県産業廃棄物協会、都道府県建設業協会、(社)全国解体工事業団体連合会、排出事業者関連業界団体に配布するとともに、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>)、産廃情報ネット(<http://www.sanpainet.or.jp/business05/>

表 1 低排出ガス基準別の車両台数

低排出ガス車ステッカーの有無	排出ガス基準	台数	割合
有	平成12年基準低排出ガス車 良☆	21	0.4%
	平成12年基準低排出ガス車 優☆☆	35	0.6%
	平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆	3	0.1%
	超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆	438	7.9%
	超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆☆	456	8.2%
	平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆	18	0.3%
	平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆	4	0.1%
	低排出ガス重量車 ☆	276	5.0%
無	低排出ガス重量車 ★	364	6.6%
	平成11年以前の基準適合車	3,453	62.3%
	平成12年基準適合車	197	3.6%
	平成17年基準適合車	279	5.0%
合計		5,544	100.0%

表 2 燃費基準別の車両台数

	燃費基準	低減レベル	台数(台)	割合(%)
1	平成 17 年度基準達成	—	1	0.0%
2		10%低減レベル	1	0.0%
3	平成 22 年度基準達成	—	33	0.6%
4		5%低減レベル	16	0.3%
5		10%低減レベル	2	0.0%
6		15%低減レベル	2	0.0%
7		25%低減レベル	3	0.1%
8	平成 27 年度基準達成	—	195	3.5%
9	特になし	—	5,291	95.4%
合計			5,544	100.0%



図 1 環境省動画チャンネル(イメージ)

nintei.html)に掲載されているので、各社各事業所において適宜活用されたい。

本制度の普及啓発説明会の実施

優良産廃処理業者認定制度の普及啓発をするため、都道府県、公益社団法人全国産業廃棄物連合会、都道府県産業廃棄物協会並びに大手排出事業者の協力を得て、産業廃棄物処理業者を対象に説明会を開催した。説明会では、はじめに当財団より基準の概要を説明し、続いて大手排出事業者より制度の活用について、最後に都道府県より、優良性評価制度から本制度へ移行するための経過措置や申請方法等について説明され、普及啓発ツールのリーフレット配布とDVD上映を行った。

排出事業者向け適正処理講習会の実施

優良な処理業者の育成のためには、排出事業者が優良な処理業者を適切かつ的確に選択していく必要がある。そこで昨年度に引き続き、排出事業者への意識啓発のための講師を養成する講習会を東京・大阪にて開催し、122名の環境カウンセラーが参加した。その後、都道府県・政令市の協力を得て、地域の環境カウンセラーを講師として、排



図 2 排出事業者向け産廃処理業者向け優良産廃処理業者認定制度パンフレット等

表 3 本制度の普及啓発説明会の実施状況

開催地	日時	会場	参加人数
北海道札幌市	平成23年1月25日	かでの2.7	330名
岩手県盛岡市	平成23年3月10日	盛岡市民文化ホール	230名
宮城県仙台市	平成23年3月9日	フォレスト仙台	280名
東京都千代田区	平成23年2月1日	よみうりホール	450名
東京都千代田区	平成23年3月2日	よみうりホール	510名
愛知県名古屋市	平成23年1月31日	ウインクあいち	410名
大阪府大阪市	平成23年3月3日	大阪商工会議所	430名
愛媛県松山市	平成23年2月21日	メルパルク松山	101名
福岡県福岡市	平成23年1月24日	アクロス福岡	370名

表 4 排出事業者向け適正処理講習会の実施状況

開催地	日時	会場	参加人数
北海道函館市	平成23年1月25日	函館市芸術ホール	270名
東京都新宿区	平成23年1月25日	東京都トラック総合会館	110名
	平成23年1月26日		121名
	平成23年2月2日		119名
	平成23年2月23日		98名
	平成23年2月24日		107名
	平成23年2月28日		103名
大阪府大阪市	平成23年2月3日	ドーンセンター	377名
高知県高知市	平成23年2月16日	サンピアセリーズ	268名
山口県山口市	平成23年1月19日	山口県健康づくりセンター	410名

出事業者を対象とした適正処理講習会を開催した。



産廃情報ネットのシステム改修

産業廃棄物処理業者が本制度に則った情報を公表するため、産廃情報ネットにおける旧制度の公表項目データを新基準へ移行させるとともに、項目名の見直しを行った。また、産廃情報ネットのトップページから産業廃棄物処理業者を検索する入口

図 3 処理業者を検索・閲覧できるアイコン

を一本化し、システムの名称も親しみやすいように、愛称として「さんぱいくん」と命名した(図3参照)。

新基準への対応以外にもユーザーの利便性向上のため、排出事業者と産業廃棄物処理業者に

それぞれアンケートを実施して要望の多かった機能を強化した。排出事業者からは委託先の許可期限を管理するツールとして、排出事業者向けメール/情報管理サービスのユーザーを対象に、「お気に入り登録」した産業廃棄

産廃情報ネット

■優良産廃処理業者認定制度に関する公表事項

処理業者名 (株) サンプル環境

業者番号：999999

すべての公表事項を公表した年月日 年 月 日 情報公表URL <http://www.>

情報公表項目		基準の求める更新頻度	情報更新日				
No	項目名称		平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
			1	2	3	3	4
会社情報							
1)	住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）	変更の都度	○		○	○	
2)	代表者氏名（法人の場合）	1年に1回以上	○				○
3)	役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）	1年に1回以上	○		○	○	○
4)	設立年月日（法人の場合）	-	○				
5)	資本金・出資金の額（法人の場合）	変更の都度	○				
6)	事業の内容	変更の都度	○				
許可の内容							
7)	事業計画の概要	変更の都度	○				
8)	業許可証の写し	変更の都度	○				○
施設および処理の状況（収集運搬業者）							
9)	運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況	1年に1回以上	○	○	○	○	○
10)	積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量	変更の都度	○	○			
11)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（文字表記）	1年に1回以上	○				○
12)	直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（画像添付）	1年に1回以上	○				○
施設および処理の状況（処分業者）							
32)	その他特記事項	-	○				
33)	自社ホームページURL	-	-	-	-	-	○

図 4 日付別・項目ごとに情報更新状況を確認できる一覧表(イメージ)

物処理業者の許可証の有効期限が1か月前に迫ったときに許可期限接近のアラームメールを送信するとともに、ログイン後の画面で警告表示をするよう改良した。許可の有効期限が過ぎたまま、委託を続けて無許可委託(委託基準違反)に問われることを防ぐ1つの手法となる。

この機能は、自らの許可情報を登録した産業廃棄物処理業者にとっては、許可更新の準備と情報更新忘れを防止するツールとなるため、許可期限の4か月前には許可期限接近のアラームメールを、許可期限の翌日と3週間後には許可期限切れのアラームメールを、登録されている産業廃棄物処理業者の担当者メールアドレスに送信するとともに、ログイン画面で警告を表示するようにした。

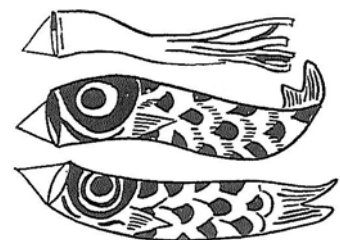
また、「さんばいくん」は許可情報をもとに廃棄物の種類等から産業廃棄物処理業者を探す機能が特長であるため、特別管理産業廃棄物については有害物質

等も条件として検索できるよう改修した。その他アンケート結果では、ウェブページが縦長のため、閲覧するときにスクロールが長くて操作が煩雑との声があり、各項目へジャンプするフレームを画面の左側に設けた。さらに、新基準の優良認定・優良確認を申請する際には、基準である情報の公表を証するものが必要となるが、産業廃棄物処理業者が自らのパソコンとプリンターを用いて、「さんばいくん」における過去の公表内容を印刷できるように改良した。帳票の種類も、変更履歴が一目で分かる一覧表も発行できるようにしたほか(図4参照)、各日付の全公表項目の印刷、あるいは1つ前の情報更新日から変更された項目のみ印刷など、産業廃棄物処理業者並びに都道府県等が活用しやすい様式を用意した。都道府県・政令市には産財第22053号(平成23年3月25日付)にて、その様式を伝えるとともに審査における活用を依頼した。

今後の取組み

3月中旬に本制度の運用マニュアルが公表された後、当財団では連日問合せが続いており、産業廃棄物処理業者の関心の高さと熱意を感じながら対応をしている。実際に産業廃棄物処理業者が4月1日に都道府県等へ申請をしたという話も聞いており、4月末には環境省で情報を取りまとめ、「さんばいくん」で新基準に適合した優良認定業者を公表できるのではないかと楽しみにしている。当財団では、産業廃棄物処理業者による本制度の取組をサポートするため、電話での問合せはもちろんのこと、情報の公表の仕方を知りたい等説明会等のご要望等があれば積極的に対応するとともに、排出事業者による活用を促がし、推進していく所存である。今後も関係各方面の皆様のご指導並びにご協力を改めてお願いする次第である。

(優良化事業推進チーム)



汚染土壌運搬担当者講習会 平成 23 年度開催予定

運転手などの方々に汚染土壌の適正・安全な運搬に必要な知識を修得して頂く場として「汚染土壌運搬担当者講習会」を開催しています。

平成 23 年度は、次のとおり開催しますので、是非受講下さい。

開催日	時間	場所
平成 23 年 4 月 26 日 (火)	14:00~15:00	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 会議室 1
平成 23 年 5 月 18 日 (水)		
平成 23 年 6 月 24 日 (金)		
平成 23 年 7 月 8 日 (金)		
平成 23 年 8 月 23 日 (火)		
平成 23 年 9 月 21 日 (水)		
平成 23 年 10 月 27 日 (木)		
平成 23 年 11 月 8 日 (火)		
平成 23 年 12 月 14 日 (水)		
平成 24 年 1 月 19 日 (木)		
平成 24 年 2 月 17 日 (金)		
平成 24 年 3 月 13 日 (火)		

※その他ご希望により随時開催します。

※現地に出向いての開催も可能です。(土、日、祝日、夜間での開催等ご相談下さい)

【お問合せ】

- ・講習の内容や講師派遣等に関するお問い合わせは、お気軽に下記宛までお願いします。
- ・講習の申込方法等は「受講の手引き」を下記ホームページにてご覧いただけます。
- ・資料のご請求は下記宛お申し付け下さい。

財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理推進部 岡崎、小野

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-6-1 堀内ビルディング 3 階



TEL : 03-3526-0155

FAX : 03-3526-0156

<http://www.sanpainet.or.jp/>

mail : osendo@sanpainet.or.jp

※多くの方々に受講して頂き、汚染土壌の適正・安全な運搬が推進されることを願っております。

石綿廃棄物の無害化処理 に係る大臣認定

環境省では、石綿廃棄物の適正処理を推進するために、廃棄物処理法に基づく石綿無害化処理認定制度を実施しています。

石綿無害化処理認定制度では、廃棄物処理法の規定に基づき、石綿が含まれている産業廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。

先般、北陸電力株式会社からの申請に基づき、平成22年10月14日付けで石綿廃棄物の無害化処理に係る大臣認定が行われました。(技術部)

1. 認定取得者

(1) 住所、名称、代表者の氏名

富山県富山市牛島町十五番一号

北陸電力株式会社 取締役社長 久和 進

(2) 施設設置場所

①富山県富山市草島字砂置125番1

②富山県射水市堀江千石1番

③福井県坂井市三国町新保57字下籬越甲1番6、57字下籬越甲1番9、92字三番小乙1番1

(3) 施設の種類

熔融施設

(4) 処理を行う廃棄物の種類

廃石綿等

(5) 処理の方法及び処理能力

熔融(誘導加熱熔融炉) 5トン/日(24時間)

2. 認定年月日

平成22年10月14日

微量 PCB 汚染廃電機機器等の 無害化処理に係る新たな大臣認定

環境省では、微量PCB汚染廃電気機器等の適正処理を推進するために、廃棄物処理法に基づく微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理認定制度を実施しています。

微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理認定制度では、廃棄物処理法の規定に基づき、微量PCB汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。

このほど、光和精鉱株式会社及び株式会社クレハ環境からの申請に基づき、それぞれ平成22年12月10日付け及び平成23年2月24日付けで微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定が行われました。

この結果、微量PCB汚染廃電気機器等無害化処理認定を受けた施設は3件となっています。（技術部）

1. 認定取得者

(1) 住所、名称、代表者の氏名

東京都中央区日本橋二丁目16番13号

光和精鉱株式会社 代表取締役社長 古田雅一

(2) 施設設置場所

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93

(3) 施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

(4) 処理を行う廃棄物の種類(いずれも微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に係るものに限る。)

ア 廃ポリ塩化ビフェニル等

イ ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるもの)

○紙くず

○木くず

○廃電気機器(変圧器、コンデンサ、リアクトル、変成器及びアブソーバ)

○絶縁油搬入に用いたドラム缶及びペール缶

(5) 処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉(二次燃焼炉を含む。))

(6) 処理能力

ア 廃ポリ塩化ビフェニル等 1日当たり24立方メートル

イ ポリ塩化ビフェニル汚染物

・紙くず、木くず 1日当たり10トン

・廃電気機器、ドラム缶及びペール缶 1日あたり10.5トン

2. 認定年月日

平成22年12月10日

1. 認定取得者

(1) 住所、名称、代表者の氏名

福島県いわき市錦町四反田30番地

株式会社クレハ環境 代表取締役 福田弘之

(2) 施設設置場所

福島県いわき市錦町落合136番1

(3) 施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル
処理物の焼却施設

(4) 処理を行う廃棄物の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に限る。)

(5) 処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却炉)

(6) 処理能力

廃ポリ塩化ビフェニル等 1日当たり21.6キロリットル

2. 認定年月日

平成23年2月24日

平成22年度産業廃棄物処理助成事業の審査結果

産業廃棄物問題の解決に向けて技術開発や起業化に貢献するため、当財団では「産業廃棄物処理助成事業」を行っております。平成22年度においても、過年度と同様、当財団のホームページおよび廃棄物関連の新聞広告による周知、都道府県・政令市の産業廃棄物行政主管、廃棄物関係団体等への周知依頼を行うことにより、助成を希望する事業を募集いたしました結果、新たな技術展開を考えられている事業者から申請をいただきました。

これらの申請事業について、当財団に設置した有識者7名で構成される「助成事業振興委員会」において書類審査および現地調査を実施致し、対象事業について助成の可否を審議いたしました。その結果、今年度は残念ながら助成対象に該当する事業はありませんでした。

本助成事業につきましては、平成23年度も募集を行う予定としておりますので、産業廃棄物処分を業とされている事業者の皆様には、奮ってご応募いただけることを期待しております。よろしくご願ひ致します。

平成 23 年度

事業計画・収支予算を承認

第 70 回理事会

平成23年3月24日に当財団会議室において、第70回理事会が開催され、平成22年度補正予算、平成23年度事業計画及び収支予算、産業廃棄物適正処理推進基金の拠出額、評議員の選任等に関する件について審議し承認されました。

主な内容は次のとおりです。

Ⅰ 事業計画

1. 債務保証事業

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図るとともに、民間処理業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部専門家を活用して①経営及び事業収支性調査②技術調査、③社会・公共性及び市場調査を実施し、事業収支計画・返済財源の妥当性、投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢など、十分な審査を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。

なお、既往債務保証先については、営業報告書の分析チェックと計画的に実施するフォロー訪問調査の結果を踏まえて、債権分類の見直しを行い債権管理の徹底を図ることとし、フォロー訪問調査には、必要に応じて外部専門家に参加を依頼する。

2. 助成事業

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発や技術開発による起業化など、新規事業に努力している産業廃棄物処理業者及び「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に係る認定研究開発事業者に対して、技術開発及び処理技術研究開発による起業化並びに高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置などに必要な資金を助成する。

3. 振興事業

(1) 産業廃棄物処理業優良化推進事業

平成17年度より始まった産業廃棄物処理業者の優良性評価制度は平成22年度をもって廃止され、今年度から新たに「優良産廃処理業者認定制度」が施行・運用される。引き続き、優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう、全国的普及に注力する。

情報開示システムを用いた情報公開の普及を図り、優良認定を目指す処理業者を支援するとともに、排出事業者等が情報内容をより円滑に把握し、処理を委託する業者の選定が容易になるようにシステムの改善や啓発活動等に努める。

また、本事業の実施に当たっては、引き続き(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本産業廃棄物処理振興センターとの連携並びに(社)日本経済団体連合会等との協力により推進する。

(2) 人材開発業務

昨年度に引続き、産業廃棄物処理業の経営者並びに管理者層を対象に「産業廃棄物処理業経営塾」を開講し、次代の産業廃棄物処理業・資源再生業の中核的担い手となるべき人材の育成に努める。

(3) 廃棄物処理センター関連調査

環境省が調達する廃棄物処理センター関連調査委託業務につき、積極的に受注を図る。

4. 適正処理推進事業

(1) 不法投棄等産業廃棄物適正処理推進等事業

ア 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物不法投棄等の支障除去等支援事業に対する協力(3/4支援事業)

平成9年改正廃棄物処理法の施行日(平成10年6月17日)以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等支障除去措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金(国の補助金及び産業界等からの拠出金で造成)により協力を行う。

なお、産業界等からの現行での基金の拠出スキームが平成24年度までとなったことから、環境省の行う新しい基金のスキームの検討に積極的に参画し、適正処理推進センター業務の円滑な事業の継続を図る。

イ 産廃特措法に基づく産業廃棄物特定支障除去等支援事業に対する協力(産廃特措法支援事業)

平成9年改正廃棄物処理法の施行日前(平成10年6月16日以前)に不法投棄された産業廃棄物について、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(「産廃特措法」)」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があったときは、

適正処理推進基金(国の補助で造成)により必要な協力をを行うとともに、起債事業についても必要な協力をを行う。

なお、産廃特措法が10年間の時限立法であり、事業終了期限が平成24年度末と迫っているが、今後、期限延長等の議論も踏まえて、環境省と協議のうえ事業の円滑な推進方策を検討する。

ウ 不法投棄防止対策等推進事業

(7) 不法投棄未然防止対策

不法投棄の未然防止対策を推進するため以下の事業を実施する。

a 不法投棄未然防止対策

適正処理推進基金を有効活用するために不法投棄未然防止対策についての取り組みを継続的に検討していくとともに、事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者等に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

b エコアラームネット事業

都道府県等における不法投棄の未然防止・早期対応活動を支援するための情報管理システム「エコアラームネット」を平成19年度から運用を行っている。平成22年度は、都道府県等に対しては、利用料を無料にすることにより利用拡大と情報連携の強化を図った。今年度も引き続き利用拡大に努める。

(i) 環境省不法投棄等関連事業

産業廃棄物の適正処理推進・不法投棄撲滅を図るため、環境省が調達する関連業務につき、積極的に受注を図る。今年度の調達案件としては、次の業務を予定している。

a 不法投棄等事案対応調査支援事業

都道府県等からの要請により、具体的

不法投棄等事案への対応に関し、法律・企業会計・対策工法等の専門家から成るチームを編成して適宜現場に赴き、対応策について助言等の支援を行う。

b 地方環境事務所によるセミナー等事業

環境省の各地方環境事務所が開催する都道府県担当職員向けの不法投棄防止セミナー等について支援する。

c 循環型社会形成推進科学研究費補助金

による支障除去方法の研究評価方法が確立されていない不法投棄等の堆積廃棄物層の斜面安定性の評価方法について、平成22年度～24年度に学識経験者等と共同で研究する。

d 汚染土壌の適正運搬、処理推進等調査

工場跡地や建設現場から搬出される汚染土壌について、不適切な処理が顕在化してきているなかで、汚染土壌に関する適切な運搬、処理、再生利用等の方策やその徹底方法等について調査する。

エ 適正処理推進支援事業

(7) 事業者向けの啓発活動として、産業廃棄物に関する実態や行政施策等に関する小冊子を頒布する。

(イ) 汚染土壌の適切な処理の推進のため、運搬事業者等向けに法制度等に関する講習等を実施する。

(ウ) 産業廃棄物の適正処理推進上のボトルネックになっていることが指摘されている末端の建設従事者を対象とした建設副産物の適正処理・リサイクルの徹底に向けた講習等を実施する。

(2) PCB等有害廃棄物適正処理推進事業

ア 環境省等PCB関連調査業務

環境省等政府機関が調達するPCB関連調査委託業務等につき、積極的に受注を図る。

今年度の調達案件としては、以下のような調査業務を予定している。

(7) PCB廃棄物処理技術の評価及び基準化

申請されたPCB廃棄物の新処理技術について、実証試験結果等により評価を行い、評価書を作成する。また、評価を終了した技術について基準化等の検討を行う。

(イ) 微量のPCBを含む廃棄物の処理方法等調査

微量のPCBに汚染された変圧器等及びその他の微量PCB汚染物等に関する処理方法を調査するとともに、処理技術に関する実証試験を実施し、処理の方策等を検討する。

なお、微量PCB汚染廃電気機器等については無害化処理認定申請の審査に係る検討を行う。

(ウ) 処理困難なPCB廃棄物の適正処理モデル事業

処理困難なPCB廃棄物の実態把握及び処理技術等に関する調査を行うとともに、モデル事業を実施し、処理に必要な手順や処理に当たっての課題をとりまとめ、処理困難なPCB廃棄物の安全かつ確実な処理に必要な取り組みを検討する。

イ 日本環境安全事業(株)PCB処理施設関連支援業務

日本環境安全事業(株)の以下のような業務につき、引き続きその支援に取り組む。

(7) PCB検討委員会関連業務

日本環境安全事業(株)が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

(イ) 操業改善等検討支援業務

日本環境安全事業(株)各事業所における災害トラブルの再発防止活動等の推進に関

する技術支援を行う。

(㌘) 処理困難機器等対応検討調査業務

PCB処理施設で処理が困難なPCB廃棄物(漏洩機器を含む)及び運転廃棄物等の処理方策の検討を行う。

(㌙) 現場洗浄方法検討調査業務

保管現場で解体等の対応が必要となる機器の処理を促進させるための現場洗浄方法の検討を行う。

ウ PCB廃棄物適正保管支援業務

PCB廃棄物の保管者に対して、保管物の判別(PCB、微量PCB、非PCB)並びに漏洩物等についての応急対策等の役務を提供し、PCB廃棄物の適正保管を支援する。

エ 有害廃棄物処理技術に関する調査研究

PCBをはじめとする有機塩素系廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供する。さらに有害廃棄物の処理を促進するための調査研究、啓発等の活動を行う。

なお、アスベスト廃棄物については無害化処理認定申請の審査及び各種無害化処理技術の基準化等の検討を行う。

5. その他関連業務

(1) 廃棄物処理センター等全国担当者会議の開催

不法投棄支障除去、産業廃棄物処理業優良化推進事業、微量PCBへの取り組みの事例発表及び廃棄物処理センター等の整備促進に係る情報交換のため全国の産業廃棄物行政担当者による会議を開催する。

(2) 情報提供業務

ア ウェブサイト「産廃情報ネット」の運用

平成12年に産業廃棄物に関する総合サイトとして立ち上げた「産廃情報ネット」を運営し、排出事業者及び処理業者に役立つ情報を

発信する。

イ 産廃振興財団NEWSの発行

産業廃棄物に関するニュース、行政情報や技術情報等に関する特集、トピックス等を掲載した機関誌「産廃振興財団NEWS」を年4回発行する。

II 収支予算

以上の事業計画を実施するため、事業活動収支として、事業活動収入1,143,436千円、事業活動支出4,637,062千円、投資活動収入として4,081,877千円投資活動支出として577,542千円が計上された。

[総務部]

産業廃棄物の排出・処理状況 不法投棄対策、環境ビジネスなど最新情報を満載!!

豊富な
図表・写真
見てわかる!

誰でもわかる!! 日本の産業廃棄物



目次

はじめに

1. 産業廃棄物とは

2. 産業廃棄物の排出・処理などの状況

2-1 産業廃棄物の排出状況

2-2 産業廃棄物の処理状況

2-3 産業廃棄物の運搬

2-4 産業廃棄物の処理施設の状況

3. 産業廃棄物の適正処理・リサイクルを進める 制度的枠組み

3-1 産業廃棄物を取りまく施策体系

3-2 廃棄物処理法のしくみ

3-3 マニフェスト制度

3-4 産業廃棄物処理業の優良性評価制度

3-5 事業者の責務

4. 産業廃棄物の不法投棄等への対応

4-1 産業廃棄物の不法投棄等の現状

4-2 不法投棄等の支障等の除去等

4-3 国などの不法投棄等対策

4-4 国などの不法投棄等対策の効果

5. 公共関与による施設整備等

6. 特別管理廃棄物対策

6-1 特別管理廃棄物

6-2 PCB廃棄物について

6-3 石綿を含有する産業廃棄物について

6-4 感染性廃棄物について

7. 循環型社会に向けた取り組み

7-1 循環型社会とは

7-2 循環型社会形成推進基本計画

7-3 循環型社会ビジネスの市場規模

7-4 地域の取り組み事例 エコタウン事業の概要

7-5 情報技術の活用

7-6 温暖化対策の推進

産廃の
「いま」を知る
テキスト
環境学習に!

監修／環境省 編集／財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 発行／大成出版社
B5判・52頁・定価670円(税込) 送料1冊210円(冊数に応じて実費)
お問い合わせ／お申し込みは
〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング3階
財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 担当：岡崎宛
TEL：03-3526-0155 FAX：03-3526-0156
URL：http://www.sanpainet.or.jp/

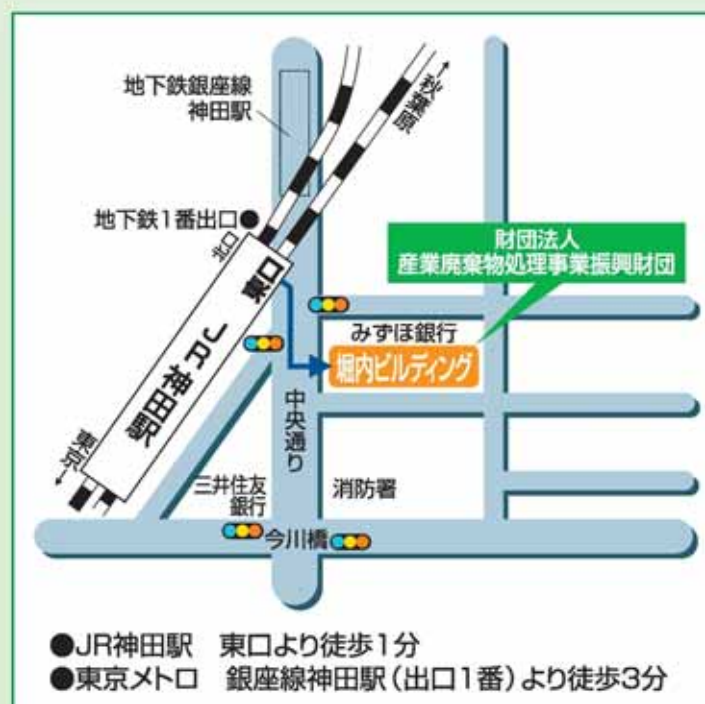
編集後記

漂流日本に人智を超えた大震災が起こった。復旧・復興に向けた取組みが開始され、日本と日本庶民の底力が示されているが、これからの日本にとり最も重要な課題は日本再生のビジョンと人材育成であろう。当財団においても、産業廃棄物処理業の次代を担う人材育成ということで2004年より産業廃棄物処理業経営塾を行っており、すでに244名の卒業生が日本各地で活躍している(第8期生の募集及びカリキュラムは

P19からの記事参照)。

半年の期間、ほぼ月2回、産廃処理の現場や経営・政策運営に直接関与している第一線の講師陣からの講義には、忙しい業務の合間をぬって全国各地から塾生が参加している。また、寝食を共にしての夏、秋の2回の合宿ではテーマにそくしてグループ分けした塾生の討論の成果は最終日にそれぞれ趣向を凝らした仕方でプレゼンされる。この2年間、傍聴という形で参加している筆者にと

り、多少頼りなさを感じていた塾生が次第にたくましく且つ塾長の言われる産廃処理に取り組むPDMを持つ人材に育っていく姿は、驚く他はない。また、最近のパソコンを駆使してのプレゼンのうまさは感心するだけである。ここで培われた塾生の知識やネットワークが循環型社会形成や震災復興に大いに寄与するものとする。なお、Pはプライド、Dはドリーム、Mはミッションである。(一循)



産廃振興財団NEWS

2011.4 vol.19 No.62

発行日 平成23年5月2日
 発行人 樋口 成彬
 発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
 〒101-0044
 東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号堀内ビルディング3階
 TEL (03)3526-0155 FAX (03)3526-0156
 URL <http://www.sanpainet.or.jp>
 印刷 (株)環境産業新聞社